

地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引受ける担い手の経営改善に必要な
農業用機械・施設の導入を支援します。

▶ R7補正~の変更点


| | | | | |
|------------|--------|--------------|----------------------------|-----------------------------------|
| 補助率 | 3/10以内 | 補助上限額 | 個人1,500万円以内 法人3,000万円以内 | ▶ 法人の補助上限の上げ!! 1,500万円→3,000万円 |
|------------|--------|--------------|----------------------------|-----------------------------------|

| | |
|------------|--|
| 対象者 | <p>地域計画に位置付けられた担い手※</p> <p>※ 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達している農業者</p> <p>本事業のほか、認定新規就農者に特化した“新規就農者チャレンジ事業”があります。認定新規就農者の方はそちらの事業をぜひご活用ください。</p> |
|------------|--|

対象となる農業用機械・施設

成果目標の達成に直結する、各種農業用機械・施設が対象です。たとえば・・・

- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械
- 乾燥調製施設（乾燥機等）、集出荷施設（選果機等）、農畜産物加工施設（加工設備等）などの施設
- ビニールハウス など



成果目標（3年度目の目標）

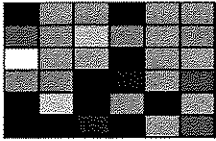
以下のいずれか1つの成果目標を選択して取り組む場合、支援対象になります。

- 経営面積の3割又は4ha以上の拡大
- 付加価値額1割以上の拡大 **NEW**
(付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費)
- 労働生産性3%以上の向上 **NEW**

▶ 経営面積の拡大以外の目標も選択できるように!!

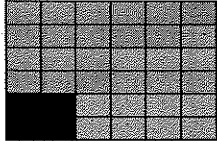
対象地域

- 地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
又は
- 現行の地域計画か、見直し後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること **NEW**



▶

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現



▶ 地域計画の見直しに取り組む地域等も対象に!!

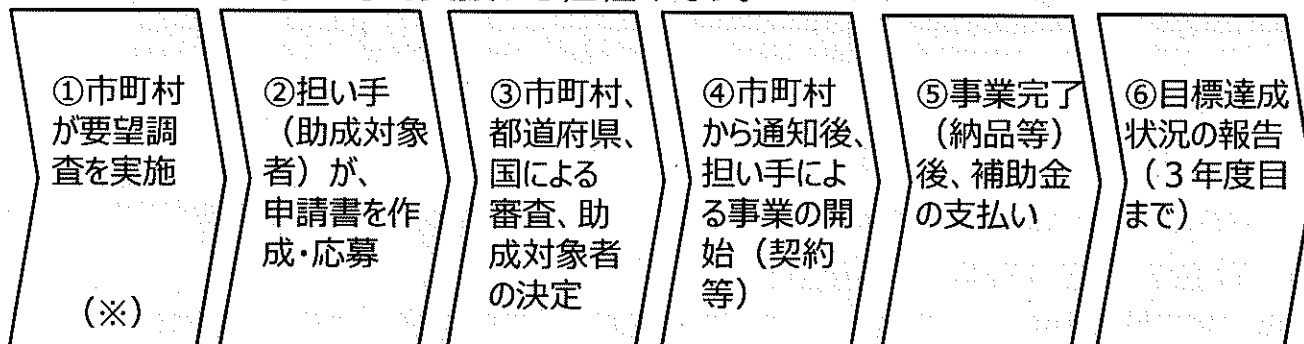
| | |
|--|--|
| <p><食料・農業・農村基本計画KPI> [2030年まで]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 担い手への農地集積率 7割 ● 販売金額に占める担い手のシェア 9割 | <p><令和7年度補正予算額></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 12,286百万円の内数 <p><令和8年度当初予算概算決定額></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2,920百万円の内数 |
|--|--|

その他の留意事項など

- 農業用機械のリース導入も対象（補助率：定額。取得額相当の3/7）
（成果目標に加え、リース期間終了後に相当程度の経営面積の拡大をする場合）
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること（中古の場合は、使用可能と認められる年数が2年以上であること）
- 成果目標の達成に直結するものであること
- 既存の機械等の代替として、同種・同能力等のもの（いわゆる更新）でないこと
- 導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと
- 運搬用トラック、パソコン、倉庫等、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと
- 既に購入（契約）している機械等でないこと
- 処分制限期間内（耐用年数に準じて設定）は適正に管理。期間内に離農して使用しなくなった場合等、残存簿価等に応じた補助金返還が必要となる場合があること
- 虚偽の申請をした場合、補助金返還等の措置を講ずることがあること

事業の主な流れ

市町村を通じて、担い手を支援する仕組みです。



※ 要望調査のスケジュール

5/12開始から当面の間、実施します。

注) 提出期限は市町村がそれぞれ設定しますので、本事業の活用を検討している農業者の方は市町村にご確認ください。

審査の結果、配分されない場合があります。

各回の配分予定額を上回る要望があった場合には、成果目標の設定状況等によるポイントに基づき配分します。また、配分予定額の半分は、経営面積の拡大を選択した方から優先して配分します。

【問い合わせ先】

本事業による農業者への支援は、市町村を通じて行われます。
お住まいの市町村の農政担当部局等へお問い合わせ下さい。

農林水産省経営局経営政策課担い手総合対策室 03-3502-6444 (直通)